

## 市民福祉委員会記録

### ○開催日時

平成25年10月1日 午前9時58分～午後2時2分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（6人）

委員長	江口 是彦	委員	永山 伸一
副委員長	中島 由美子	委員	新原 春二
委員	瀬尾 和敬	委員	今塩屋 裕一

---

### ○欠席委員（1人）

委員 井上 勝博

---

### ○説明のための出席者

監査委員	桑原 道男	市民健康課長	宍野 克己
監査委員	小田原 勇次郎	保険年金課長	中村 真
		高齢者医療グループ長	山元 茂
市民福祉部長	春田 修一		
環境課長	寺園 良介	税務課長	山口 秀昭
川内クリーンセンター所長	染川 秀夫	収納課長	枇杷 繁
市民課長	榊 順一		

---

### ○事務局職員

議会事務局長	田上 正洋	議事グループ専門員	久米 道秋
議事グループ長	瀬戸口 健一		

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第119号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	環 境 課 川内クリーンセンター
議案第119号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)	市 民 課
議案第119号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第130号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算)	市 民 健 康 課
議案第119号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算) 議案第129号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算) 議案第132号 決算の認定について (平成24年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)	保 険 年 金 課 ( 税 務 課 ) ( 収 納 課 )

△開 会

○委員長（江口是彦）ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

まず、審査日程についてお諮りします。

お手元に配付しております審査日程により審査を進めることとし、本日は、おおむね保険年金課まで審査を行い、あす2日は、障害・社会福祉課から子育て支援課までを審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

なお、本日とあしたは決算認定議案の審査ですので、質疑等においては決算審査以外のことに及ぶことのないよう、念のため申し添えます。

また、御質疑の際、報告書に意見・要望として掲載すべきものについては、冒頭に意見・要望として発言して下さるようお願いいたします。

ここで、質疑の取り扱いについてお諮りします。

委員外議員の質疑の後には、再度、委員による質疑は行わないこととします。また、委員外議員の質疑は、議題ごとに原則2回までとしますが、委員長が必要に応じて許可する取り扱いにしたいと思います。

ついては、このような取り扱いとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時、許可してまいります。

△環境課及び川内クリーンセンターの審査

○委員長（江口是彦）まず、環境課及び川内クリーンセンターの審査を行います。

△議案第119号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦）議案第119号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算を議題とします。

なお、環境課及び川内クリーンセンターは共通する内容がありますので、同時に決算審査を行います。

それでは、環境課及び川内クリーンセンター関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）皆さんおはようございます。あしたまでの決算審査については、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

環境課と川内クリーンセンターの概要説明の前に、市民福祉部全体の決算の状況について、資料は準備しておりませんが、御報告させていただきたいと思います。

市民福祉部所管の歳入歳出決算額は、一般会計で183億8,296万5,574円でございます。ただ、執行率は96%となっております。ただ、平成25年度の繰り越しを除きますと97.7%という形で、執行率があるところでございます。

今、申しました繰越明許費につきましては、環境課の甑島地域可燃ごみ運搬事業の外全7件、3億2,316万1,000円となっているところでございます。

それと特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計外4特別会計の合計の歳出決算額は、239億4,367万677円となっております。執行率は95.5%となっております。

一般会計と特別会計を合わせた市民福祉部の歳出決算総額につきましては、423億2,663万6,251円となり執行率では95.7%、繰越明許費を除きますと、96.4%という状況でございます。

以上が、市民福祉部の全体の決算の概要でございますが、環境課及び川内クリーンセンターの決算の概要について、決算附属書に基づき御説明させていただきたいと思いますので、46ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の環境保全対策の推進では、一般廃棄物処理計画等に係ります環境審議会の開催、ウミガメ保護対策の実施、及び蘭牟田池の環境保全並びに快適環境づくり事業への支援等を行ったところでございます。

47ページの2、公害対策の推進では、河川の水質検査、事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動、ダイオキシン類の測定調査を実施したところでございます。

47ページ一番下の3、ごみの適正な処理のところにつきましては、廃棄物の排出抑制や環境美化推進員との連携によりますごみの不法投棄、環境美化対策を実施したところでございます。

開けていただきまして48ページ、リサイクルの推進でございますが、リサイクルの推進では、一般家庭ごみの適正な収集運搬の実施、ごみ減量、再資源化の推進等を行ったところでございます。

49ページの5のごみ処理施設の適正な維持管理では、最終処分場及び甌島地域の3クリーンセンターの維持管理に努めたところでございます。

50ページの6、衛生災害対策の推進では、共同墓地4カ所の災害復旧を行い、7の狂犬病予防対策の推進では、犬の新規登録や啓発、予防注射の向上に、8のし尿処理施設の適正な維持管理では、し尿浄化槽汚泥の処理等を行ったところでございます。

51ページの9、汚泥再生処理センター施設の整備におきましては、設計、施工、管理運営を一括して発注します、DBO方式によります整備をいたしました川内汚泥再生処理センターについて、特別目的会社が平成24年度から維持管理を開始してるところでございます。

次に、52ページでございます。

10の葬斎場・市営墓地の管理では、葬斎及び市営墓地の維持管理を行ったところでございます。

引き続きまして、川内クリーンセンターの主要成果について御説明させていただきます。

54ページをお開きいただきたいと思います。

川内クリーンセンターでは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理を進め、資源ごみについては、減容処理を行ってきたところでございます。その処理数については記載してあるとおりでございますので、御参照いただければと思っております。

また、施設につきましては、計画的な維持補修を行い、ごみ減量化を啓発するため、小・中学校や地区コミの研修視察、合計36件、1,083人を受け入れたところでございます。

なお、最終処分場延命化のため、平成24年7月から焼却灰等の場外搬出、宮崎県での処分を行っているところでございます。

以上、環境課及び川内クリーンセンターの主要施策の成果について、概要の説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、この後、環境課長及

び川内クリーンセンター所長が御説明させていただきたいと思っております。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、環境課分について当局の補足説明を求めます。

○環境課長（寺園良介）それでは、環境課の歳出について説明をいたします。

決算書の147ページをお開きください。

3款5項1目災害救助費のうち環境課分は、金額は含まれておりますので、この数字は出ておりませんが、報償費は7万6,000円、使用料及び賃借料が85万5,000円、扶助費が20万円の予算をいただいておりますが、該当する災害事案がなかったため、未執行でございます。

151ページになります。

4款1項4目予防費のうち環境課分は、事項、狂犬病予防事務費で248万6,720円の執行で、畜犬管理システムのバージョンアップ及び保守点検委託等でございます。

155ページになります。

4款2項1目清掃総務費の支出済額は726万9,349円で、環境美化推進員116名分の謝金、衛生自治団体連合会運営補助金が主なものでございます。

155ページ中ほどになります。

2目の廃棄物処理費のうち環境課分の支出済額は、3億7,160万965円であります。

廃棄物処理費の主な支出は、最終処分場管理費の川内木場茶屋最終処分場汚水処理施設維持管理業務委託外12件、一般廃棄物処理費の一般廃棄物収集業務委託外13件、資源ごみ分別回収事業費の地区コミ分別収集報償金、ごみ減量再資源化補助金が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、需用費のうち環境課分は303万334円で、一般廃棄物処理費の消耗品費で、入来・祁答院地区のごみを、さつま町処理から川内クリーンセンター処理に切り替えるための資源のごみ回収資材、メッシュコンテナでありますとか、スタンドでありますとか、収集用ネットの購入用の消耗品費につきまして、229万9,760円の入札執行残があること。残りは消耗品費、それから光熱水費、それから印刷製本費等の各細節の積み上げということでござ

います。

また、役務費のうち環境課分は85万9,700円で、新たに作成いたしましたごみ分別ハンドブックの全世帯配布送料を職員配布と自治会文書配布とし、自治会の未加入世帯にのみ有料配布としたための執行残でございます。

委託料のうち環境課分は321万6,957円で、ごみ収集業務委託の執行残が主なものでございます。例年、この委託料の残につきましては、災害等を想定しまして、残しているというものでございます。

繰越明許費は、この7月から開始いたしました甌島の可燃ごみ搬送用の大型パッカー車2台の購入費用でございます。

それから、155ページ一番下の段になります。

3目のクリーンセンター費のうち環境課分は、甌の2クリーンセンターに係る経費で、支出済額は3,333万5,212円です。

甌島クリーンセンター業務嘱託員3人分の報酬等、それからクリーンセンター管理用消耗品、特号の消石灰、フレコンバッグ、塩化第二鉄、薬剤等でございます。それから光熱水費、上甌島クリーンセンターモーター取替修繕外10件、甌島クリーンセンターダイオキシン類・騒音・振動測定等業務委託外10件の委託料、それから下甌一般廃棄物積み替え施設建設工事外1件が主なものです。

50万円以上の不用額ですが、需用費のうち環境課分の不用額は415万2,003円で、クリーンセンター管理費の燃料費、これは51万9,989円、それから消耗品費104万7,363円、それからクリーンセンター施設設備整備費の修繕料250万4,672円が主なものでございます。

工事請負費の91万6,000円の不用額は、下甌一般廃棄物積み替え施設建設工事の入札執行残でございます。

繰越明許費は、上甌一般廃棄物積み替え施設建設工事、及び下甌クリーンセンター進入路改良工事で、6月いっぱい各クリーンセンターを運転しておりましたので、各クリーンセンターの運転に支障のある部分について、繰り越しをさせていただいた分でございます。

159ページになります。

4款4項1目環境総務費の支出済額は6億7,491万479円で、事項、環境総務一般管理費の環境審議会委員19人の報酬、職員給与費、環境課嘱託員2名分の報酬、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託、市営墓地管理費の市営墓地等指定管理委託料、川内芸ノ尾第1墓地法面補強工事、環境整備対策費の蘭牟田池環境調査業務委託外5件、快適環境づくり補助金26件、それから、環境衛生費の上甌し尿投入施設維持管理業務委託外2件、中甌中野浄化センターし尿投入施設下水道使用料外2件、し尿収集手数料調整助成金等25件、汚泥再生処理センター施設整備費の市道佐目野・平松線建物等調査業務委託外1件、川内環境センタープラント施設解体工事外6件、汚泥再生処理センター施設整備基金積立金、汚泥再生処理センター管理費のSPC維持管理委託外1件が主なものでございます。

50万円以上の不用額ですが、委託料1,953万8,820円は、汚泥再生処理センター施設整備事業費の設計見直しによる執行残、及び管理費のSPC維持管理委託料における室素超過虚偽報告のペナルティによる減額分でございます。

工事請負費の不用額539万4,165円は、川内環境センタープラント解体工事等の入札執行残が主なものでございます。

負担金補助及び交付金の不用額は、し尿収集手数料調整助成金の執行残が主なものでございます。

繰越明許費は、環境整備対策費分が工事請負費で、風力発電整備に伴う林道寄田・青山線局部改良工事につきまして、風力発電事業自体が法アセスの対象になりましたことから、環境省による評価書の確定までに時間を要し、繰り越すこととなったものでございます。

また、汚泥再生処理センター施設整備事業費分の委託料で、進入路測量設計業務委託、及び工事請負費で場内の進入路工事、及び川内環境センターポンプ場解体工事が、環境センター解体後の着手となることから繰り越したものでございます。

また、同じく進入路の市道佐目野・平松線維持補修工事は、隣接する河川の擁壁工事が出水期を避けたため、その後の着工となり、繰り越したものでございます。

163ページになります。

4款4項2目公害対策費の支出済額は968万5,564円で、環境保全条例（仮称）策定支援業務委託外2件が主なものでございます。

163ページの公害対策費の下の段になります。

3目葬斎場費の支出済額は4,772万6,056円で、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料外3件、さつま町やすらぎ苑使用負担金等が主なものでございます。

さらに、163ページのその下の段になります。

4目環境センター費の支出済額は7,017万7,632円で、環境センター管理費の第1消化槽外19槽の清掃業務委託外2件、処理場管理費の下甌環境センターシーケンサー取替修繕外5件、同センター運転管理業務委託外3件が主なものでございます。

50万円以上の不用額は、需用費129万6,258円、下甌環境センター管理用消耗品の入札残103万7,052円が主なものでございます。

213ページ備考欄の米印の1番目になります、環境課分と書いてあります。

ここは9款1項6目災害対策費のうち環境課分の支出済額になります。ここが111万円で、特別災害復旧補助金、共同墓地の災害復旧分4件でございます。

247ページになります。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費のうち環境課分は、工事請負費22万5,750円で、木場茶屋処分場水路維持修繕工事でございます。

続きまして、環境課の歳入について説明をいたします。

決算書の17ページをお開きください。

13款1項5目1節環境費分担金、これは株式会社ウインドファームの建設する風力発電に係る林道整備事業の受益者分担金でございます。

収入未済となっておりますけれども、実は茨城のほうの本社で、常陽銀行日立支店に5月31日に納付されているんですけれども、現金が本市の指定金融機関に届くのが、10日ほど遅れたという形で、収入未済と決算上はなっておりますけれども、現在は、もう納入されているものでございます。

それから、21ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料のうち行政財産使用料、それから葬斎場使用料（火葬料）、それから葬斎場等施設使用料、墓地使用料等が環境課分でございます。

35ページになります。

14款2項3目1節衛生手数料のうち環境課分は、備考欄の下のほうですけれども、市民健康課、川内クリーンセンター、それから下水道課等を除きます廃棄物処分手数料から改葬許可手数料、廃棄物処分手数料までの10件でございます。

それから、53ページになります。

16款2項3目衛生費補助金、2節環境費補助金は、ウミガメ保護監視員設置費補助金でございます。

それから、61ページになります。

16款3項3目衛生費委託金、2節の環境費委託金は、権限移譲事務委託金でウミガメ保護に係る分、それから県立自然公園に係る分、化製場に係る3件分でございます。

65ページになります。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の環境課分は、66ページの上から5行目になります、し尿中継施設用地の貸付料外に係る収入でございます。

67ページになります。

17款1項2目利子及び配当金の環境課分は、68ページの上から9行目になりますけれども、汚泥再生処理センターの施設整備基金の利子収入でございます。

69ページになります。

同款2項1目不動産売払収入の環境課分は、70ページの上から3行目でございますけれども、建物設備売払収入で、旧川内環境センターのオゾン設備の売払収入でございます。

同じく、69ページになります。

同款の2項2目物品売払収入の環境課分は、資源ごみ売払収入、及び炭化物の売払収入でございます。

それから、71ページになります。

18款1項3目衛生費寄附金の環境課分は、環境課寄附金でベッコウトンボ観察会、蘭牟田池ボランティアクリーン作戦に係りますところのトヨタ自動車からの寄附金でございます。

同じく、71ページになります。

19款1項基金繰入金の環境課分は、46目の汚泥再生処理センター施設整備基金繰入金でございます。

それから、79ページになります。

21款5項4目雑入でございます。環境課分は、80ページの下から2行目、火葬料実費徴収金から82ページの雇用保険料還付金までの7件でございます。

それからずっと飛びまして、427ページ。

出資による権利でございますけれども、下から7行目、県環境整備公社出捐金62万7,000円があります。県の環境整備公社というのは、本市の川永野町に整備中の管理型最終処分場の建設、運営主体でございます。県が1,700万円、市町村800万円、民間2,500万円、合計5,000万円の出捐により、平成6年3月に設立されたものでございます。

それから、431ページの基金でございます。

環境課で所管する基金は、汚泥再生処理センター施設整備基金のみとなっております。年度中の増減及び末の現在高は、記載のとおりでございます。

また、159ページに返っていただきまして、先ほど汚泥再生処理センター管理費の説明の中で、窒素超過虚偽報告のペナルティによる減額分ということを申しましたので、その部分をちょっと説明させていただきたいと思っております。

昨年の12月16日、汚泥再生処理センター、これは日曜日の夜10時ごろ、当時の総括責任者であるところの所長さんが施設の異常を発見されて、その異常事態に一人で対処されました。

実は、この時点で、契約にペナルティ制度があるというのは熟知していらっしゃるに、異常値を示したものですから、即、ペナルティが科せられるとして、委託料が減額されるというふうに誤解されまして、日報の数値を改ざんして報告をされたというものでございます。

その時点で事実報告していただければ、算定上のペナルティの賦課は、全然なかったというものでございます。

明けまして翌年1月4日、仕事始め式のある金曜日ですけども、市の環境課のほうへ、その日報データの改ざんについて内部通報のメールがございまして、環境課といたしまして、一応、事実を

確認いたしまして、この通報された方について、通報者保護法等もございまして、通報者が不利益な取り扱いを受けないようにということで、地元に対しては事業者を呼んで、委員会に報告をいたしましたけれども、議会への報告はいたしていません。要するにオープンにはしていません。というものでございます。

内容的には全窒素、これが水質汚濁防止法の基準値は、日平均が60ミリグラム／リットルでございます。この適用は、いわゆる水の流れないところ、湖沼、湖とか沼ですね。池、これに流入する場合だけ適用するというのが、法律上の基準値でございます。河川とか海への流入は適用はしないものです。

ただ、地元との環境保全協定の中では、日平均20ミリグラム／リットルというのが、地元との環境保全協定でございます。

さらに、まだ厳しい規定で、管理運営契約の中に要求水準という規定がございまして、これが地元との環境保全協定と同じ数値です。20ミリグラム／リットルなんですけど、これが日平均でないんです。

現実的には、基準値オーバーをした数字というのは12月16日、最大値が22.7ミリグラム／リットル、日平均は4.5ミリグラム／リットルです。17日が最大値29.0ミリグラム／リットル、17日が日平均が19.1ミリグラム／リットル。日平均でいえば、いずれも地元の環境保全協定値は守っている状況ではあったんですけども、契約の要求水準をオーバーしたということで、ペナルティが科せられると。

現実的には川内川の水量、放流量でいうと288トン、20時間流していますので、ただ、この288トン全てが、そのオーバー値ではないです。オーバー値が発見された時点から、17日に収束するまでの時間が20時間ありましたので、単純に計算したら288トンの水という。ただ、川内川の平均水量というのは、もう秒で80トンぐらいありますので、本当にわずかな水量でございます。

ですので基本的には、地域住民の生活環境への影響は、ほとんどないものというふうにもこちらも理解はしているんですけども、契約上のお約束はお約束ということで、ペナルティを科したとい

うものでございます。

議会への報告をしなかったというのは、今、申し上げましたとおり、地域への生活環境への影響はほとんどなかったということと、それから通報者の身分保護等も考慮いたしまして、管理運営会社に対しまして原因の確認、それから再発防止策等の改善勧告を実施いたしました。それとともに、契約に基づくペナルティポイントによる委託料減額の実施をして、市設置の監視モニターの改修等の指示を求めたところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）**引き続き、一般会計歳入歳出決算中、川内クリーンセンター分について、当局の補足説明を求めます。

**○川内クリーンセンター所長（染川秀夫）**川内クリーンセンターでございます。よろしく願いいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

決算書の155ページをお開きください。

4款2項2目廃棄物処理費でございます。川内クリーンセンター分は、支出済額7,408万2,320円でございます。事項は156ページ、備考欄の最終処分場管理費で、川内クリーンセンター分は中ほどでございます、川内クリーンセンターの焼却灰の収集運搬及び処分業務を委託したものであります。

1節、50万円以上の不用額は、この委託料の執行残であります。

次に、資源ごみ分別回収事業費で、川内クリーンセンター分は、156ページ、備考欄の下段にあります。ペットボトル等資源の減容業務を、シルバー人材センターに委託した分が、主なものであります。

1節、50万円以上の不用額はございません。

次は、155ページ、3目クリーンセンター費で、川内クリーンセンター分は支出済額4億5,589万2,195円でございます。事項はクリーンセンター管理費で、川内クリーンセンター分は158ページの備考欄、中ほどからになります。施設保全業務嘱託員1人の報酬と、職員4人分の給与費であります。消耗品は薬品の購入、焼却施設等の部品購入等が主なものであります。

焼却施設補修工事外49件は、焼却処理施設、

粗大ごみ処理施設、水処理施設における修繕であります。

運転業務委託外19件は、運転業務委託が主なものであります。備品購入は、丸のこ、エンジンチェーンソーを各1台購入したものであります。

川内クリーンセンター地域振興補助金は、地元自治会等に補助をしております。

不用額は、需用費のうち消耗品費、修繕料、委託料が執行残でございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

決算書の21ページをお開きください。

一番下のほうでございますが、14款1項3目衛生使用料、1節衛生使用料でございます。

川内クリーンセンター分は、24ページ、備考欄中ほどの行政財産使用料、土地の使用料でございますが、これは収入をしております。

次は、35ページでございます。

中ほどの14款2項3目衛生手数料、1節衛生手数料の川内クリーンセンター分は、36ページの備考欄の下から6行目になります。クリーンセンターに直接搬入されたごみに対する廃棄物処分手数料であります。

次は、63ページをお開きください。

これも一番下になります。17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の川内クリーンセンター分は、66ページの備考欄、上から9行目で、NTTに貸し付けてある中継局分でありませぬ。

次は、69ページです。

17款2項2目物品売払収入、1節物品売払収入の川内クリーンセンター分は、70ページ、備考欄中ほどの資源ごみ売払収入であります。

次は、75ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入の川内クリーンセンター分は、84ページになります。

備考欄、上から4行目からのペットボトル等有償入札拠出金、電気料実費収入金、私用電話料、遺失物取得品であります。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（江口是彦）**ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。多岐にわたっておりますが、具体的に御質疑お願いいたします。

○委員（永山伸一） 2点お願いします。

まず1点は、汚泥再生処理センターの件です。

代表質問のときも、ちょっとこれ聞いたもんだから一応言っておっしゃるかなと思ったんだけど、おっしゃらなかったら委員会だと思ってたんですけど。今聞いて、まだ理解してないんですが。意見書の中にも触れてあるように、いわゆる受託業者からデータの虚偽報告があったと、規定に基づいた減額をした。

今の説明では内部通報者の保護と、それから地域住民の方々への配慮を含めて、公にしなかったということをおっしゃったから、あえて言うんですけど。このDBO方式の結局、根幹に関わる部分を何で。そのために15年ぐらいの契約を結んで、そして細かく契約を結んでいる中で、こういうことが起こるのかというのが一つ。そして、なおかつ、起こった段階で、1月にあって今が9月ですよね。もう10月か、そこら辺の考え方。

結局、DBOにした根幹に関わることを、この半年以上、市は伏せてきたんですよね。当然、相手方とはやりとりして減額したちゅうけど。さっきおっしゃった、その通報者の保護と、地域住民の方々への配慮というのは、それは市の勝手な考え方であって、DBO方式っていうのは、じゃあ何なのということになるわけで、そこら辺は課長じゃなくて部長は、どのように捉えていらっしゃいますか。

○市民福祉部長（春田修一） ただいまの御指摘でございますが、先ほど課長がお話をしたように内部情報があったということで、その方を保護するというのもあって、公表をしなかったということでございますが。委員おっしゃいますように、根幹に関わる問題ではないのかというようなことでございまして、それらについては十分、私どもも認識しておりまして、SPCのほうにそれなりの改善、あるいは今後、そういうことが起こらないような形の体制をとれというような形で、改善報告を出してもらったところでございますので、今後、このようなことがないような形で、おっしゃいますようにSPCの根幹に関わる部分について遵守してもらうような形で、きちんと監視していきたいというふうに考えてるところでございます。

○委員（永山伸一） もう多くは言いません。結

果として、こういうことになってしまったということですので、とにかくDBO方式を結んで15年間委託契約してるわけだから、事案が生じた場合には我々議会も含めて、なおかつ、やっぱり地域住民の方々に、きちっとやっぱり報告すべき案件だと私は思っています。今後は、一切こういうことがないように、注意をしていただきたいというふうに、これはもう意見として申し上げておきます。

もう1点、今度はクリーンセンター、1点ずつにします。

クリーンセンターのいわゆる最終処分場の件、毎回、事案に上がってくるんですけども、あと何年。かさ上げしたりして、延命措置を図ってるというのも聞いてはいるんですけども、あと何年、埋設可能であって、そしてその後をどう、今、現時点で考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○川内クリーンセンター所長（染川秀夫） 残年数につきまして、私のほうで答えさせていただきますが、現在の発生焼却灰等を総量埋め立てることになりますと、およそ1年半程度かなというふうに考えております。今後については、環境課のほうで回答させていただきたいと思えます。

○環境課長（寺園良介） 御存じのとおり、今は全量、宮崎県のほうに搬出をしております。これも、もう御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、川永野の産廃場ができれば宮崎県は、もう受け入れませんということを申されております。うちとしましては宮崎県へは、ですから来年の9月以降は持っていけないのかなど。

ただ、川永野に持っていくというのは、あそこは産廃場で、うちの焼却灰は一廃ですので、そこら辺は問題がありますから、方法的には一廃を産廃場に持っていくという方法はあるみたいです。でも、うちとしましては最もいい方法、例えばセメント資源化でありますとか、ほかの熊本でありますとか、また、受け入れられるところですね、そこら辺に持っていく形で、若干、時間を稼ぎながら、新たな最終処分場をどうするかと。新たにつくるとなると、やはり20億円ほどかかりますので、しかも4年ほどかかります。ですから、少しでもちょっと時稼ぎをしながら、そちら

のほうを検討をしている状況でございます。

○委員（永山伸一）わかりました。

大変な状況にあるんだなというのを、改めて感じたんですが、これはもう本当に危機的状況だというのを、今、また改めて認識したんですけど、もうちょっと政策的に、早急な対応が必要になるんじゃないですかね。当然、我々も今後の政策課題として、取り組んでいかなければならないんですけど。今、来やっただけの部長としては、この危機的状況をどのように捉えていらっしゃるんですかね。

○市民福祉部長（春田修一）ただいまの御質問でございますが、実計の中では、ずっと揭示をしているところがございますが、ただ、セメント資源化とか、そういう問題等がある、かさ上げをしまして、あと残りが1年半ぐらい残っておりますので、できるだけセメント資源化をして、最終処分場に埋め立てる部分を、飛灰だけにするという形ですと、かなり年数もありますので、当分の間はそれをしながら、最善の方法を考えていかないといけないだろうというふうに考えております。

ただ、今、委員おっしゃいますように、喫緊の課題だというふうには、もう認識しているところがございますので、早い時期に、今後どうあるべきかという部分も、方向性を出していきたいというふうには考えております。

○委員（永山伸一）わかりました。

一応、要望というよりも意見として、川内クリーンセンターの最終処分場の延命化をこれからも図りつつ、早急なやはり最終処分場の建設に向けて、取り組んでいただきたいという意見にいたします。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二）既存のといえますか、今までありました最終処分場の管理の問題なんですけど、今、業務委託をされている部分で12件、施設維持管理があるんですけども、どこら辺の管理——具体的に、入来、祁答院、樋脇、それぞれ各地区にあるわけですが、木場茶屋も含めて、ここら辺の管理が、将来的に、どの程度までされていくのか。今、維持の現状も含めて、将来的な管理といえますか、そういうものをどのように考えていら

っしゃるのか、それをお聞かせください。

○環境課長（寺園良介）現状は、安定化を図るために水質の管理でありますとかをやっている状況で、実はことし、樋脇と祁答院、2カ所廃止ができました。そういう形で、安定化が図られれば、廃止をしてみたいです。

特に、新原委員の自宅のあたりですと、木場茶屋は、まだガスの発生している状況なものですから、まずはガスの状況を今年度、再度調査をして、そこら辺の予測調査で、どのような方法があるかと。そういうものを、ちょっとまた検討をしてみたいかなんかというふうに思っているところでございますけども、木場茶屋以外の最終処分場につきましては、安定化の数値がいい数値になってくれば、覆土等をして、閉鎖をしようという考え方はございます。

ただ、それがいつというのは、なかなか申し上げられないところでございます。

○委員（新原春二）2カ所が安定をしたということで、いいことなんですけど、水質検査の中での安定ということなんだろうと思うんですけども。土質とかダイオキシン関係を含めて、そこら辺、土質の関係については、その調査、あるいはその安定化というのは、どのような基準でやるんですか。

○環境課長（寺園良介）問題のあるところですけども、例えば樋脇、今回、閉鎖したのは六郎ヶ迫というところですが、樋脇はもう1カ所あります。湯之牟礼というところですけども、これで問題があるのは、最終的に50センチの覆土を、上から土をかけなさいという規定がありますので、これがまだできていないと。

それから入来につきましては、これは水質です。溶解性鉄が、まだ出ているということ。それから東郷につきましては覆土と、それからガスが若干、残っていると。祁答院につきましては、これは閉鎖しました。上甌につきましては塩化物イオンの、これも水質だと思います。

埋設土質についての基準は、特にないみたいですが。要するに覆土をして、他に影響が出てくるのは、要するに雨水等による、浸出水による地下水の汚染と、そういうものがメインになるという考え方じゃないかと思えます。

○委員（新原春二）わかりました。ただ、市民

が一番心配されるのは、やっぱり土質だと思うんですね。それを例えば50センチ覆土をされて、それがどういう利用法があるのかを含めてですけども。例えば整地をされて住宅地になった場合に、その上に住宅を建てる。住宅を建てるというのは規定があるんでしょうけども、そういった建物が建ったときにボーリングをする中で、そういうものは出てこないのか。そこら辺の跡地の利用の関係についても、その辺、規定があると思うんですけど、そこら辺の跡地の利用。

樋脇が今回、もう覆土をしてオーケーということになれば、跡地をどうするのか。あそこの跡地利用と、それから土質の問題。そこが今、住民としては非常に心配される部分だと思うんです。そこら辺の部分をやっぱり市民にきちんと公表して、納得していただくというのは大事だと思うんですけども、そこら辺はどう考えるんですか。

**○環境課長（寺園良介）** ちょっと認識してなくて申しわけありません。

建物建設等は、ちょっと認められてないというふうなお話で、条件がいろいろあるみたいですけど、まことに申しわけありません。今、ちょっと手元に資料がなくて。

**○委員（新原春二）** ほかの市町村の中では、一部ですけども、もう全部掘り上げて、焼いて、そこを更地にして利用するという方法もあるというふうに聞いておりますが、それを実際にされてるところも県内にもあるようです。そうした場合のことを考えて、やっぱり市民が一番心配する、一般処理場があったんだということは、もうずっと未来永劫引き継がれていくと思うんですけども、そこら辺の管理を。

もう水質がオーケーだから、全ていいんですよということでは、やっぱり納得されないと思いますけど。そこら辺の土質も含めて、今回、樋脇の廃止をされて土地利用されていると思うんですけども。そこら辺のほうを地元の方々に、やっぱりきちんと安心をされるような周知をぜひお願いをして、これは要望にしておきます。

**○委員長（江口是彦）** 新原委員の質問は、非常に大事な部分があると思いますので、次の機会にでもしっかり跡地利用の問題、今後の課題等について、説明を委員会にお願いしたいと思います。

**○環境課長（寺園良介）** 了解しました。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（今塩屋裕一）** 予算書の248ページ、木場茶屋処分場水路維持修繕工事、これが22万5,750円で出てるんですけど、この辺は大体どのところを工事というか、維持補修されたんでしょうか。今、ガスが出てるところだと思うんですけど、どの場所かなというところが、わかれば教えてください。

**○環境課長（寺園良介）** 最終処分場の外構の部分ですね。ですから、中のこと等には、そんなに影響のないところですけど、崩れてくるということで、補修をさせていただきました。

**○委員（今塩屋裕一）** わかりました。

旧川内市からやっている木場茶屋の処理場があって、ガスが今、出てるという課長の説明があったところがあるんですけど、大体、皆さんちょっと気にしてるのが、どれぐらいのめどでガス抜きを検討して、その跡地利用をどういったところにもっていきたいのか。

例えば今だったら、ああいう施設の跡は太陽光パネルを据えたりとか、いろんな業者が、多分、来てるんじゃないかなという声も聞くんですけど、どういった時期でガス抜きが。もう結構、旧川内市からですから、合併する前からですから、ガスが出てるといことも聞いてましたし、どれぐらいの時期をめどにして考えているのか。そして、その跡地利用は、どういった形をとっていくのか、もしお考えがあったらお聞かせください。

**○環境課長（寺園良介）** 平成23年に、ガスの発生状況予測調査をさせていただきました。これは以前にも1回、ちょっと御報告を差し上げたかもしれませんが、その時点で、平均的に見て30年以上は、まだガスが発生するでしょうという調査結果をいただいております。

実は、これ平成8年でしたっけ。1回、処分場を使わなくなったときに調査をやってるんです。そのときには約20年程度で、ガスは発生しなくなるだろうという調査結果をいただいでいて、その調査地点と最も近い地点で、比較をするという形で、平成23年、調査をしたんですけども、実は以前の調査ポイントがはっきりとわからずに、その付近だと推定されるところで調査をやって、結局30年以上。ポイントによっては、本当なの

か、うそなのかよくわからんですけど、1500年とか、そういう数値をいただいたものですから、ちょっとこれはなと思いつつも、平均的には30年以上なんだろうということで、地元の自治会にも御報告をさせていただいたところがあります。

30年でもちょっと長過ぎるじゃないかと、既にもう20年近くたってますので、50年という形になりますので、そのところを地元の方も、例えば運動広場だとか、そういうものにも有効に使いたいとか、今、申されたとおりメガソーラーとか、そういうものも置けるんじゃないかとか、そういう気持ちも持っていらっしゃるものですから、再度、ことし調査時期を、平成23年の調査時期が、1月末から2月だったので時期を合わせて、平成23年に調査したポイントで、もう1回調査をやって、精度の高い予測年数を出したいというふうに考えているところです。

以上でございます。

**○委員（今塩屋裕一）** そうですね。今、閉鎖のところも旧町村もあるということで、ガスが出る、いろんな地域の声とかもあると思うんですけど、できるだけ、今の技術ではガス抜きもしっかりできると、短い期間でできるというのを、私もちょっと調べたところであったもので、そういった早い段階のガス抜きができれば、企業立地といった意味でも、またいい効果が出ないかなと思ってますんで、またいろんな意味で調査をして、前向きに検討してもらえればと思います。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

**○委員（新原春二）** 先ほど永山委員の質問の中で、最終処分場をどうするかという話がありましたけども、今回、来年9月から営業する県の産廃処理場ができるわけですね。当初15年という話でありましたけども、大分産廃の量が減るんじゃないかということで、基本的に延びるのかなというような話もちらほらあるんですが、立地をした市として県のほうに強力に、一般処理の搬入をできないかということの交渉もやっぱり必要なんじゃないかと思うんですね。立地をして、何も薩摩川内市には益がないんじゃないかということで、その産廃場では一般の処理場は、8年後には大変困

ってるということも含めて、県のほうにやっぱりトップレベルで要望をして、規定もあるんですけども。そこら辺は字句をちょっとつけ加えて、地元に限って一般廃棄物の最終処分場をさせてもらうような強力な要望を、ぜひ市として上げたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そこら辺をぜひ強い要望にしておきたい。

**○委員長（江口是彦）** ありますか。

**○環境課長（寺園良介）** 市の最終処分場については、今、環境課自体で、いろんな方策を考えてます。

一番大きなのが、やはり小さなものをつくって、処理しにくい飛灰という、すずの分ですね。重金属を一番含んでおります。それだけを埋設するような最終処分場。あとの主灰、普通の燃え殻はセメント資源化。そういう形のほうが一番いいのかなというふうに考えておる中で、建設期間はそれを埋設できなくなっちゃいますので、産廃場を使うという方法も出てくると思います。

それと産廃場に飛灰を持っていくのも、ちょっと条件があるみたいで、永続的にできるものではない、どうもそうじゃないみたいです。それを受けちゃうと、今度は逆に産廃さんのほうが、今、補助をいただいてつくっていらっしゃいますので、もともと産廃を受ける施設で飛灰を受けるということになりますと、若干、都合が悪いという部分も何かありまして、永続的に受けるというのは、ちょっと厳しいというお話も伺っております。

そこら辺も総体的に調整しながら、今後、一番安くていいものをつくろうかなというふうに協議をしているところでございます。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** よろしいですか。質疑はつきたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

御苦労さまでした。

△市民課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次は、市民課の審査を行います。

それでは、市民課関係の決算の概要について、

部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、市民課の主要施策の成果について、これも決算附属書に基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

附属書の43ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の部に係る総合的な調整に関することに関しましては、自立経営型予算編成方針に基づく当初予算、決算の総括及び部内の予算執行、部内会議等を定期的に行いながら、部内の連携強化を図ったところでございます。

2の市民相談に関することにつきましては、安全な消費生活の確保のため、消費生活相談員3名の配置や、法務局、人権擁護委員、弁護士会、司法書士会等の関係機関との連携を図り、各相談を実施したところでございます。

また、地方消費者行政活性化補助金を受けて消費生活講座の開催や、チラシ等の作成による啓発活動も実施したところでございます。

人権教育関係では、隈之城小学校において花を栽培することにより、生命の尊さ、思いやり等を学ぶ、人権の花運動に取り組んだところでございます。

開けていただきまして、44ページでございます。

3の交通災害共済事業につきましては、共済への加入の促進と、事故に遭われた方への災害見舞金の請求事務を行ったところでございます。

4の戸籍及び住民基本台帳に関しましては、住民基本台帳法、戸籍法など法令に基づく事務を行ったところでございます。

また、平成24年7月9日から、外国人住民の方も日本人同様、住民基本台帳で管理するようになったところでございます。

45ページの住民基本台帳ネットワークにつきましては、ネットワークを運用し、事務の効率化、あるいはICカードの発行によります住民サービスの向上に努めたところでございます。

なお、本年3月9日より、住民票等のコンビニ交付を開始しているところでございます。

以上、市民課の主要施策の成果につきまして、概要の説明を終わらせていただきますが、決算の詳細につきましては、引き続き、市民課長が御説

明をさせていただきたいと思っております。

△議案第119号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦） 引き続き、一般会計歳入歳出決算中、市民課分について、当局の補足説明を求めます。

○市民課長（榊 順一） 市民課でございます。決算書について、御説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

99ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の支出済額は、29億7,375万5,775円で、そのうち市民課分は、102ページをお開きください。

備考欄、真ん中ほどにございます市民政策調整費。主な支出は、電話交換業務等嘱託員報酬5人と、職員給与費6人、備品購入、市民福祉部関係施設消火器142本でございます。

1節50万円以上の不用額でございますけれども、職員手当等のうち市民課分は、時間外勤務手当233万3,439円です。これは支所を含む市民福祉部の職員の予算を措置してあり、効率的な業務の遂行に努め節減したものでございます。

次に113ページをお開きください。

12目市民相談交通防犯費の支出済額は5,475万7,248円で、そのうち市民課分は114ページ、備考欄の市民相談事務費でございます。

主な支出は、消費生活相談員の報酬3人と、心配ごと相談事業業務委託外1件、備品購入、ノートパソコン1台外3件で、この備品購入は、自治会や団体等で行う消費生活出前講座等に使用するものでございます。

その下の交通災害共済事業費は、116ページ、備考欄をお開きください。

主な支出は、県市町村交通災害共済給付事業負担金で、会費は1人当たり500円、2万6,116人の加入となっております。

1節50万円以上の不用額ですが、市民課分は、負担金補助及び交付金252万8,000円です。これは交通災害共済の平成24年度の加入申込金のほとんどが、平成24年2月から3月に収納されますが、最終補正要求時には予測がつかず、結

果、当初の見込み額を下回ったものでございます。

次に123ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の支出済額は2億4,647万7,882円です。

124ページ、備考欄の主な支出は、住民票等交付業務嘱託員等報酬16人、職員給与費24人、需用費のうち主なものは消耗品でございますけれども、住民基本台帳カード購入を2,000枚行いまして、252万円となっております。

委託料の主なものは、戸籍情報システム、広域交付の自動交付機機器等の保守委託で、使用料及び賃借料の主なものは、戸籍情報システム、住民基本台帳ネットワーク機器等の賃借料です。

続いて、歳入を申し上げますので、33ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料のうち市民課分は34ページ、備考欄、一番下のほうになりますけれども、戸籍手数料2,627万8,800円。

36ページをお開きください。

住民基本台帳手数料1,104万3,200円、諸証明手数料674万6,650円、印鑑登録証明交付手数料80万5,200円、自動車臨時運行許可手数料51万4,500円、ICカード交付手数料86万7,000円、総額で4,625万5,350円となりました。

次に47ページをお開きください。

15款3項1目1節戸籍住民基本台帳費委託金で、48ページ、備考欄、外国人登録事務委託金19万3,000円と、中長期在留者住居地届出等事務委託金20万3,000円です。

次に49ページをお開きください。

16款2項1目1節総務管理費補助金のうち市民課分は、50ページ、備考欄、消費者行政活性化事業補助金190万7,910円です。

次に59ページをお開きください。

16款3項1目1節総務管理費委託金で、60ページ、備考欄、地域人権啓発活動活性化事業委託金5万円、これは指定された小学校が行う人権の花運動に係る経費です。

同じく、3節戸籍住民基本台帳費委託金で、備考欄、人口動態事務委託金10万8,660円です。

次に、戸籍住民基本台帳費委託金3万円で、これは電子署名に係る県からの市町村権限移譲交付

金となっております。

次に、65ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち市民課分は、68ページ、備考欄をお開きください。

医療福祉対策基金利子収入2万7,112円です。

次に、75ページをお開きください。

21款5項4目4節雑入のうち市民課分は、80ページになります。下のほうになりますけれども、市民課分、コピー実費収入5万2,590円、県市町村交通災害共済会費収入1,305万8,000円、交通災害共済事務費収入152万6,550円で、これは電算処理に係る事務費と、加入促進費に係る収入となっております。それとコンビニ交付モデル団体支援事業助成金400万円、雑入の合計は1,863万7,140円となりました。

次に、431ページをお開きください。

基金の運用状況について説明申し上げます。

市民課関係は、表の上から六つ目の医療福祉対策基金でございます。これは医療及び福祉施設の整備、その他医療福祉事業に要する経費に充てるもので、平成23年度末現在高は1億934万1,000円、決算年度中の増減は12万8,000円の増で、平成24年度末残高は1億946万9,000円となりました。決算年度中の増の12万8,000円は、個人寄附10万円と基金利子となっております。

なお、市民課関係では、不納欠損額及び収入未済額はございません。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

御質疑ありませんか。

**○委員（永山伸一）** 済みません、1点だけ。交通災害共済の関係なんです、細かいことなんですけれども。80ページの収入が1,305万8,000円。これは加入者が払う会費、それと県から事務費が入ってるということ。附属資料の44ページで、決算額を事業費としては1,306万2,523円ということで、その他収入を1,306万2,000円で財源内訳を見てるということ。多分、この152万

6, 550円のうち4, 000円ぐらいを、こっちを事業費で見て、あとは総務とか、そっちに回したのかなという思いもあるんですが、そこら辺のこの金額の差異を、若干、教えていただきたいということ。これは聞くだけです。

もう1点が同じことで、加入率の問題なんですけれども。私はこの共済は1人500円で、いろんなのに適用できてますし、給付についても毎年、見舞金が支払われているという実績からすると加入率が、これ高いのか低いのか、この事業の存続のことも、以前、聞いたことがあったんですけど、そこら辺の方向性、事業が継続していくものなのか。そしてその加入率が、今、3割を切ってる状況を、どのように捉えていらっしゃるのか。その2点、よろしいでしょうか。

**○市民課長（榊 順一）** まず、交通災害共済事業の財源の内訳の件でございますけれども、永山委員から御指摘がございましたように、交通災害共済事務費、確かにその他のところには4, 000円充当してございます。全体の事業費が1, 306万2, 523円でございますので、県から入ってくる交付金については過充当となる関係で、市民政策調整費のその他の財源に残りを充ててございます。

それから加入率、及び継続の方向性とかでございますけれども、加入率の平成24年3月末の県下の平均は32. 3%でございます。以前より、30%が分岐点とかというようなことで説明もしておいたと思うんですけれども、現在、28. 6%ということで30%を切りました。

ただ、この共済事業につきましては、通常のそういったいろんな傷害保険とか、交通関係の保険に入れない方々が非常に活用をされて、喜ばれているという実態もございますので、市民課といたしましては、この加入率を、今後、アップしていくように努力してまいりたいと思っておりますし、現在も、もう今度は平成26年度の準備とかもしておるんですけれども、いろいろ手を尽くしまして広報に力を入れて、隅々まで裾野を広げていきたいというふうに考えているところです。ということで、継続をしていきたいというような考えでございます。

以上です。

**○委員（永山伸一）** 要望にしておきたいんです

が、私も加入させていただいてます。まだ見舞金はもらってないんですが、本当に高い保険に入られる方々はいいんですが、500円でいろんな交通災害の見舞金が出るといういい制度ですので、ぜひ市民への広報活動にも積極的に取り組んでいただいて、加入率の向上、促進に努めていただきたいというふうに要望いたします。

**○委員（新原春二）** 2点だけお聞かせください。

まず、市民相談に関することなんですが、この表を見ますと、安全な消費生活の確保という事業の中で、相談件数も500件を超えているようですね。

その中で特徴的なといいますか、平成24年度における、こういった3名の相談員がおられて、それぞれ相談を受けられているんですが、项目的には六つほどに分類がされているんですけども、薩摩川内市で平成24年度に起きた特徴的なものがあつたら、二、三点教えていただきたいということ。

もう一つは、住民基本台帳の関係なんですが、昨年9月の議会の中で、もっと普及をすべきだということ、各地区コミに出張をして、やっぱり拡大を図ったらどうかということで、そのようにしますということは回答を得たんですけども、地区コミに対するいろんな教宣、あるいは発行、促進、そういうふうなものが、どのようになされてきたのかということ。

それから、ことしの3月からコンビニ交付をスタートはしたんですが、その前段で、いろいろコンビニでやりますよという広報をされて、そのカードの発行が3月から行うということで、どの程度増えてきたのか、そこら辺の状況もあつたら教えてください。

**○市民課長（榊 順一）** まず、新原委員の質問の1点目でございます。相談内容の特徴的なものということでございますけど、まず、43ページの資料の表にもございますけれども、件数としては575件と挙がっておりますが、この考え方をちょっと申し上げますけども、今、国民生活センターというのがありますけれども、そちらのほうで、こういった事案は集約してるんですけれども。以前は、もう1人の方が1件、2件相談をしても、それがずっと延べ何回ということでカウントされとったんですけども、P I O-N E Tというネ

ットワークのそういった構想ができて、1人の方が1カードということで、こういった形で575件というふうになっておりますけど、実際は、やっぱり2倍、3倍程度あるということは、わかっていただきたいと思います。

その中で薩摩川内市の事案なんですけど、要するに消費生活相談員を3名配置しておりますけど、相談内容については多岐にわたるということで、その消費生活相談以外に婚姻の件とか、いろんなそういった土地の問題とかも、さまざまな問題がございます。

それが一つの特徴とも言えるんですけども。一応、そういうことで、総合相談というような名称で、窓口を設けているということなんですけど、その中で消費生活相談員は、また専門の部署のところへ案内をしたりとかという作業をしとりますけど、ここにもありますように金融関係とか、それとインターネットでの通信のいろんな問題。今、低年齢層までネット社会ということで広がっておりますので、そういった通信料が高額で請求が来たりとか、そういった事案が結構あるということでございます。

それから、住基カードの関係でございますけれども、この普及につきましては、広報紙とかいろんな形でPRをしているんですけども、まず、先ほど再三ありましたように、地区コミ等での普及啓発ということでございましたが、確かに委員会の中で検討していくということで答えておりますが、実際に現実的にやったのは、ことしのちょうど2月の最初の土曜・日曜日に、休みの日に市役所を開庁しまして、直接、支所・本庁に来ていただいて、申請をしていただいて、交付をしたという実績がございます。

なぜそういうことにしたのかと言いますと、各地区コミを回ると時間も制約されて、例えば1カ所でやれば1時から2時までの1時間とか、その時間に来てもらわないと、今度はつくれないというのがあったり、それから地区コミとか、そういったところでやりますと、その日に交付ができないということで、すぐ使えないというようなデメリットもございますので、支所・本庁で申請していただいて即日交付をするほうが、利用者の方にはいいんじゃないかというような判断もございまして、実際には開庁日に開庁して、交付をしたと

いうことでございます。今後は、いろんなPRも含めて、その地区コミとか自治会を含めて、PR活動には努めていかないといけないということは認識しております。

それから、3月9日からコンビニ交付が始まっておりますけれども、コンビニ交付が始まる大分以前から、平成24年の10月ごろから広報紙での掲載と、それから年が明けてからも掲載しておりますけれども、コンビニ交付が始まるので、非常に使いやすく便利になるから、ぜひ住基カードをつくりませんかというようなことでやっております。

また、市民課のあのロビーのところにテレビを置いてありますけれども、あそこでもコマーシャルが打てるような形で、来た人にも見ていただいておりますが、その住基カードが、どれぐらいふえたかということですが、年間のほうから、まず申し上げますと、平成23年度は年間1,500枚程度でした。平成24年度に入りまして、1,708枚とかということになっておりまして、この広報をやりました後から非常にふえてきておりまして、今まで月に100枚程度であったのが200枚、300枚近くになるというようなことで、年が明けて1月、2月、3月と、そういったことで推移しております。現在は若干落ち着いて、また100枚から200枚の間で、今、推移しているところでございますが、平成25年度末の見込みとしましては、大体2万4,000枚程度にはいくんでないかなということで、予測をしてるところでございます。

以上です。

**○委員（新原春二）**わかりました。先ほどもありましたように、生活相談の関係につきましては、今、特にネット社会になって、非常に被害も出ているということもありますので、特に相談員の方は、非常に3名で大変だと思うんですね。今、言われましたように多岐にわたって、いろんな相談が来ると思うんですけども。そうした方々の勉強会であったり、研修会であったり、そういうものをぜひ多くしていただいて、市民がいろんな分野で相談をする場合に、的確な御指導ができますように、今後もまた、相談員の方には大変ですけども、ぜひそこら辺の充実をしていただいて、市民の相談に乗っていただきたいということを要望してお

きます。

それから住民基本台帳の関係については、もうコンビニで実際にもう使用されるわけですので、それが結構、口づても含めて、あるいはFMさつませんだも結構、宣伝費を出しているのか、出してないかわかりませんが、放送されてるようですし、市民的にも大方周知ができたんじゃないかと思しますので、将来的な部分も、まだ将来ありますが、これはまた後の件にしまして、これからも広報を含めて、ぜひ拡大を図っていただきたいという要望をしておきます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

御苦勞さまでした。

---

#### △市民健康課の審査

○委員長（江口是彦）次は、市民健康課の審査を行います。

それでは、市民健康課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、決算附属書の56ページをお開きいただきたいと思します。

まず、1の保健・医療体制の整備でございますが、救急医療体制の充実におきましては、休日及び夜間におきます救急医療を確保するため、病院群輪番制及び共同利用型病院運営事業によりまして、市民への救急医療の提供に努めるとともに、一次救急医療体制の充実や休日・夜間の小児重症患者の対応のため、川内市医師会等に対しまして、その運営の一部を助成したところでございます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対し、運営の一部を助成したところでございます。

そのほか予防接種による健康被害の救済措置、無医地区等の医療確保のため、川内地域の5診療所の管理運営や、また、離島、へき地の特定診療科の医療を確保するため、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科等の無料巡回診療事業を実施したところで

ございます。

次に、57ページでございますが、2、保健センターの管理運営では、すこやかふれあいプラザと各支所の保健センターの管理運営を行ったところでございます。

3の健康づくりの促進では、乳幼児、妊婦の健診事業、健康教育のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等を実施したところでございます。

なお、コウノトリ支援事業として、不妊治療の助成事業を行っているところでございますが、平成24年度は153組の夫婦に助成金を交付し、52名の方が妊娠に至っているところでございます。

また、こしき子宝支援事業では、29名の方に対しまして旅費等を助成したところでございます。

次に、ちょっと飛んで60ページでございます。

感染症予防対策では、乳幼児、青年期の感染症を予防するため、BCGや三種混合等の各種の予防接種を実施したところでございます。

引き続き、特別会計について御説明させていただきたいと思しますが、61ページでございます。

国民健康保険事業特別会計では、下甞国民健康保険健康管理センターの管理運営を、介護保険事業特別会計では二次予防事業として、対象者把握事業、通所型介護予防事業及び訪問介護予防事業を行い、一次予防事業としましては、一般高齢者通所型介護予防事業、健康教育、介護ボランティア事業等を実施したところでございます。

次に、各診療所の主要成果の概要につきましては、63ページからなるところでございます。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計で、里診療所を初めとし、6診療所の管理運営を行っているところでございまして、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業を活用しながら、医療機器の整備を行ったところでございます。

以上、市民健康課の主要施策の成果について、概要の説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、引き続き市民健康課長が御説明させていただきたいと思します。

---

△議案第119号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳

出決算)

○委員長（江口是彦）引き続き一般会計歳入歳出決算中、市民健康課分について、当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（宍野克己）議案第119号平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出の市民健康課に係ります決算状況の概要について、説明を申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。

147ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費では、8億8,779万9,430円のうち、子育て支援課の子ども医療費助成費分を除いた5億5,657万2,050円を支出しております。

備考欄を説明申し上げます。

事項、保健衛生一般管理費の中の市民健康課分は、職員35名の人件費のほか、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計繰入金が主なものでございます。

次に、事項、予防接種事故救済措置費では、予防接種による健康被害者を救済するため支出をしております。

続きまして、診療所管理費では、川内地域にある5カ所の診療所の運営経費を、巡回診療事業では甌島地域に対して特定診療科の巡回診療を実施した経費を支出しております。

次に、149ページをお開きください。

備考欄の事項、保健対策推進事業では、市民の健康に対する意識の高揚を図るため、健康づくり推進協議会の開催、食生活改善推進員の研修会及び出会謝金が主なものです。

次に、2目保健センター管理費で、2,492万1,544円を支出しております。

備考欄を説明申し上げます。

事項、すこやかふれあいプラザ管理費では、管理人報酬3人分、館内清掃業務委託外9件の委託料が主なものでございます。

次に、事項、保健センター管理費では、樋脇保健センター浄化槽維持管理業務委託外25件の委託料、及び備品購入が主なものでございます。

次に、3目保健指導費では、2億5,811万5,969円を支出しております。

備考欄の説明でございますが、事項、保健指導費は、健康管理システム及び機器一式保守委託外

1件が主なものでございます。

事項、母子保健事業費では、嘱託医報酬202名分、妊婦・乳幼児健康診査委託外22件の委託料、備品購入、不妊不育治療費助成金が主なものでございます。

151ページをお開きください。

備考欄の事項、健康増進事業費では、電算入力等業務嘱託員報酬1名分、歯周疾患健診医師報酬19人分、胃がん検診業務委託外27件の委託料、備品購入、検診車航送料負担金外3件が主なものでございます。

不用額としては、備考欄の150ページにお戻りいただきまして、報償費の107万5,400円のうち77万100円、委託料で452万9,923円のうち367万9,961円の不用額についてでございますが、妊婦・乳幼児健康診査委託の受診率が見込みを下回ったものでございます。

負担金補助及び交付金で105万2,839円のうち101万6,109円の不用額については、不妊治療及び甌地域妊婦健診旅費助成金の申請が予定より少なかったためでございます。

次に151ページを開けていただきまして、4目予防費でございます。

支出済額2億7,562万2,546円のうち、環境課の狂犬病予防事務費を除いた2億7,313万5,826円が、市民健康課分として支出しております。

備考欄の説明でございますが、152ページの中段でございますが、事項、感染症等予防費では、看護師業務嘱託員2名分の報酬、ポリオ嘱託医38人分の報酬、及び定期予防接種業務委託外27件の委託料が主なものでございます。

不用額について御説明いたします。

11節の需用費と13節の委託料は、各種予防接種の接種者数が見込みより少なかったもので、需用費の4,790万7,368円のうち医薬材料費で4,785万7,282円、委託料で1,562万6,542円が不用額となりました。

次に、一般会計の歳入について説明させていただきます。決算書の23ページにお戻りください。

14款1項3目衛生使用料についてでございます。

備考欄でございますが、市民健康課分は、施設

の使用料及び自動販売機、電柱等の行政財産目的外使用料であります。

35ページになりますが、備考欄の14款2項3目衛生手数料については、工事施工証明手数料1件分でございます。

次に41ページをお開きください。

15款2項国庫補助金、3目衛生費補助金では、疾病予防対策事業費等補助金があります。

次に51ページをお開きください。

備考欄の16款2項県補助金、3目衛生費補助金では、市民健康課分は予防接種事故救済補助金でございます。

53ページをお開きください。

備考欄の健康増進事業費補助金、地域自殺対策緊急強化事業補助金、甑島地域出産支援事業補助金、妊婦健康診査補助金、共同利用型病院運営事業補助金がございます。

また、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金、鹿児島県地域振興推進事業補助金までの8件でございます。

続きまして、61ページをお開きください。

備考欄の16款3項3目権限移譲事務委託金でございます。

次に、75ページをお開きください。

備考欄の21款3項1目貸付金元利収入として、医療技術者等奨学金貸付金元金収入でございます。

次に、81ページになりますが、21款5項4目雑入で、市民健康課分は実習生受入謝金、予防接種後健康状況調査料、共用封筒広告料、私用電話料、健康教室等実費徴収金、光熱水費等実費収入、電気・水道料実費収入、コピー代実費収入であります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありました。

ここで休憩したいと思います。再開はおおむね午後1時から、質疑は午後からお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

午前11時47分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

**○委員長（江口是彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。

市民健康課関係の決算の概要について、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第119号一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止いたします。

△議案第130号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算)

**○委員長（江口是彦）** 次に、議案第130号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○市民健康課長（宍野克己）** 389ページをお開きいただきたいと思います。

議案第130号平成24年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算についてでございます。

まず、歳出からでございます。1款1項1目一般管理費では、5億5,373万142円を支出しております。

備考欄でございます。全額、事項、一般管理費で、職員37人の給与費、嘱託員30人の報酬、社会保険料等のほか、手打診療所における診療業務委託外49件、手打診療所浴室等改修工事外1件、鹿島診療所における県派遣医師負担金外23件、手打診療所における損害賠償請求事件に係る解決金が主な経費でございます。

次に、2目研究研修費では、589万4,992円を支出しております。

備考欄でございますが、全額、事項、医師研究研修事業費で、鹿島診療所における歯科受託研究委託外1件、里診療所医師住宅エアコン外3件の備品購入、各診療所における薩摩郡医師会負担金外14件が主な経費でございます。

次に、391ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費では、3,588万4,368円を支出しております。

備考欄でございますが、各診療所における医療用機械器具の整備及び修繕等に係るもので、CT装置保守点検業務委託外19件、里診療所における超音波診断装置外27件の備品購入が主なものでございます。

次に、2目医療用消耗器材費では、2,932万9,164円を支出しております。

備考欄でございますが、各診療所における医療用消耗品等に係るもので、臨床検査業務委託外10件が主なものでございます。

次に、3目医薬品衛生材料費では、2億4,542万4,590円を支出しております。全額、診療所における医薬品の購入に係る経費であります。

次に、2項1目給食総務費では、113万3,780円を支出しております。

備考欄でございますが、上甌診療所における冷凍冷蔵庫外2件の備品購入が主なものでございます。

次に、2目給食用材料費では、492万9,720円を支出しております。給食用賄材料の購入経費でございます。

次に、4款1項1目元金では、1,743万3,946円を支出しております。全額、長期債の償還元金でございます。

次に、2目、利子では、241万8,198円を支出しております。全額、長期債に係る償還利子でございます。

次に、6款1項1目予備費の充用については、執行はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わります

次に、歳入について説明いたします。

383ページをお開きください。

1款診療収入の説明につきましては、右側から2列目になります収入未済額について説明させていただき、収入済額の内容等については、割愛をさせていただきます。

診療収入は、入院・外来合わせまして5億6,702万6,135円となっておりますが、収入未済額につきましては、1款1項5目一部負担金、2節滞納繰越分の手打診療所に係る1件・1名分10万円となっております。

なお、現年度分に係る収入未済額はありません。

次に、385ページでございますが、2款1項

1目施設使用料、1節施設使用料につきまして107万8,700円は、診療所敷地内に設置されている九電柱等の行政財産使用料、及び研修医等の宿泊に係る医療従事者住宅使用料でございます。

2項1目診断手数料、1節診断手数料でございますが、244万9,530円は診断書作成に関わる手数料でございます。

次に、4款1項1目施設整備費補助金、1節施設整備費補助金892万9,000円は、里診療所等の医療機械器具の整備に充当した、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金でございます。補助率は80%となっております。

次に、7款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金は2億4,869万4,230円、2目国民健康保険事業特別会計繰入金、1節国民健康保険事業特別会計繰入金は3,816万7,000円となっております。

次に、387ページをお開きください。

9款2項2目雑入、1節雑入は2,983万4,305円でございますが、損害賠償請求事件に係る診療所医師賠償責任保険受入金、嘱託医診療委託料、保険適用外医療用消耗品等が主なものでございます。

以上、収入済額の合計は8億9,617万9,000円で、収入未済は10万円となっております。

次に、恐れ入りますが、393ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億9,617万9,000円、歳出総額8億9,617万9,000円で、実質収支額は0円でございます。

次に、財産に関する調書について、該当のある事項について説明をいたします。

429ページをごらんください。

2の重要物品現在高調べでございますが、市民健康課分は、表中右の欄の衛生医療機器類の平成24年度中の増減高でございますが、増の6件及び減の7件でございます。

増の6件は、里診療所に整備しました超音波診断装置外5件の医療機器で、減の7件は、長浜診療所の解析機能付き心電計外4件の廃棄によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜り

ますようお願い申し上げます。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（永山伸一）** 済みません。何点か教えてください。

まずは平成24年度、手打診療所における損害賠償請求があって、裁判では解決金ということで、2,000万円払っているんですが、これについては支払いで全て、その後、全く何もなかったのかどうかというのが一つです。

それから歳入のほうの、今、ちょっと聞き逃したんですけど、その一部負担金の滞納繰越分、これはどんなやつで、いつから滞納繰越になっているのかということが、2点。

それから、3点聞きますので、もう1点は医師の確保の件です。これについては、なかなか厳しい状況が続いているというのは、認識してるつもりなんですが、今の診療所における医師の確保の状況、不足してる分等があれば、そこら辺の状況です。また、それに対する取り組み。

それと、ドクターの方々の要望に対して、いろんな資材等も今度、平成24年度、購入してますし、平成25年度もそうなんですけれども、継続してるんですけども。ドクター等のそういった、いろんな資材等の要望に対して、こういった予算措置を資材調達率、なかなか数字的には難しいのかもしれませんが、ドクターの要望に対して、今、この特別勘定で、どの程度、調達できているのか。割合、そこら辺がもしおわかりであれば、この4点。済みません、お願いいたします。

**○市民健康課長（宍野克己）** まず、第1点の損害賠償請求事件の件でございますが、その後にかあるかという質問だと思いますが、その後につきましては、特に、これといって問題等は発生してありません。ただ、そういった事件があったということで、夜勤の体制につきましては、注意をしようというのをお願いしているところでございます。

それから、2点目の収入未済の件でございますが、この件につきましては手打診療所の分でございます、発生した年度が、平成15年8月から12月に入院された患者の分でございます。

当初の金額が38万700円でございます、

その後、分納と申しますか、お願いをしまして、10万円までお支払いをしてもらっているわけでございます。ただ、その方自体はもうお亡くなりになって、御家族の方で生活保護になられたものですから、その生活保護の金額の償還が少しあるということで、その分が平成26年の4月まで、毎月5,000円ずつ払われているということでございますので、それが済んでから、また分納をお願いしようかなというふうに考えております。

あと、もう1件の医師確保の件でございますが、今現在の6診療所、歯科医が2名と医科が5名でございますけど、充足はされております。

前からも申し上げますとおり、そのうち手打診療所の瀬戸上先生が、5年間の任期付き採用ということでございまして、あと3年ほど猶予があるわけですが、そのうちに何とか次を見つける手だてをしていかなければならないというふうに考えております。

あと、それぞれの診療所の医療機器の医師からの要望に対する状況は、どうかということでございますが、これにつきましては、いろいろ長期計画がございまして、3年ごとのそれぞれの計画を各診療所に聞きます。その後、また毎年状況につきましても聞き取り調査をやって、必要なものにつきましては、ほとんど100%充足をしているというふうに考えております。

以上です。

**○委員（永山伸一）** まず、医師確保については、非常に厳しい状況がずっと続いているんですが、手打診療所の先生のことも含めて、看護師等も募集をかけてるけれども、なかなか応募がないというようなことも聞いております。

今後も、特に手打診療所の先生については、後を見つけるというのは、非常に厳しいかなというふうに感じるところですので、今後も医師や看護師の確保に十分努めていただきたいというのは、これは要望としておきます。

もう1点の10万円の滞納繰越分のことについては、生活保護受給者でもあるならば、もうここら辺で、そろそろ解決してあげたほうがいいのかなという思いもするんですが、法律上の問題もあるでしょうけれども、特会の中で、こうやってずっと滞納繰越が残るというのも、いかがなものかなと思うんですけど。そこら辺、措置としては、

まず、分納をとということを考えていらっしゃるみたいなんですけども。対応策としては、そういうことだけでよるしいのかな、どうでしょう。

**○市民健康課長（宍野克己）** 滞納の不納欠損のことにつきまして、一応は検討をしてみましたわけですが、この方、1件だけございまして、しかも今現在、いわゆる生保の分から分納、いわゆる5,000円の償還もされてるということもお聞きしておりますので、その後に、もしお願いできれば、前回、お願いしたときも、10万円払っていただいたことございまして、そこでずっと払ってもらえない状況が続けば、そういった方法もあると思うんですが、平成26年4月までが償還期限ということございまして、そこでもう1回協議をさせてもらって、またしかるべき措置をとりたいというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（江口是彦）** ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑はつきたと認めます。これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 御異議ないと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

---

△保険年金課の審査

**○委員長（江口是彦）** 次に、保険年金課の審査を行います。

---

△議案第119号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算)

**○委員長（江口是彦）** ここで、審査を一時中止しておりました議案第119号一般会計歳入歳出

決算を議題とします。

保険年金課関係の決算の概要について、部長の説明を求めます。

**○市民福祉部長（春田修一）** それでは、保険年金課の主要施策の成果について、決算附属書に基づき御説明させていただきたいと思っております。

64ページをお開きいただきたいと思います。

1の国民年金に関することですが、年金受給権の確保を図るため、各種相談受付及び進達事務を行っております。

また、保険料の免除制度の周知及び申請受付、進達、年金制度に係る広報活動、適用事務の推進を行ったところでございます。

65ページの国民健康保険事業の推進では、平成22年度から保険税の引き上げを行っているところでございます。その際に、一般会計から法定外繰入という形で、2億5,000万円の繰り入れを行っているところでございますが、平成24年度におきましても、同額の繰り入れを行ったところでございます。

国におきましては、現在、8月6日に、社会保障制度改革国民会議の報告が取りまとめられ、同月の21日には、改革の工程表と位置づけるプログラム法案の骨子が閣議決定されたところでございます。

今後は、これらの骨子に基づき、具体的な方向性について年次を定めながら、検討を進められるというふうの流れてきておりますので、今後、しかるべき時期に、法改正を含めた手続きがなされるものというふうにご覧いただいております。

次に、3の後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診、人間ドック補助のほか、特別会計への繰入金を行っているところでございます。

最後に、国保と後期高齢の特別会計に係る成果、特に給付状況につきましては、国保特会は66ページから、後期高齢特会は70ページから記載してあるところでございますが、詳細については、省略させていただきたいと思っております。

以上、保険年金課の主要施策の成果について、概要の説明を終わりますが、決算の詳細につきましては、この後、保険年金課長が御説明させていただきますと思っております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）引き続き、一般会計歳入歳出決算中、保険年金課分について、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）それでは、平成24年度の保険年金課に関わります一般会計の歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、歳出について御説明申し上げますので、決算書の135ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、3款1項4目国民年金費でございます。支出済額1,668万6,470円で、国民年金業務嘱託員1人分の報酬及び職員2人分の給与費等でございます。老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理、及び相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、151ページをお開きください。

4款1項5目国民健康保険対策費でございます。支出済額10億7,000万9,411円で、窓口業務嘱託員報酬、153ページを開けていただきたいと存じますが、職員16人分の給与費、国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

平成24年度の国保特別会計繰出金につきましても、保険基盤安定繰出金から特定健診保健指導事業繰出金までの従来の繰り出しに加えまして、国保事業運営の健全化のため、財政支援繰出金として2億5,000万円の繰り出しを行っております。

不用額について御説明申し上げますので、28節繰出金の不用額について、御説明いたします。

これは国民健康保険事業特別会計の繰出金で、出産育児一時金に係る交付税措置分を繰り出しをいたしますけれども、この実績が見込みを下回ったことが主な理由でございます。

次に、同ページの下の方、同項7目後期高齢者医療対策費でございます。支出済額16億5,128万2,083円で、長寿健康診査等委託料及び広域連合への負担金、156ページの一番上、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金でございます。

13節委託料の執行残につきましては、長寿健康診査委託料の実績に伴う不用額でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の執行残に

つきましては、広域連合市町村療養給付費負担金の実績に伴うものでございまして、通常、広域連合から指示額の変更がきて減額補正を行うところではございますけれども、これは療養給付費であるため減額の指示もなく、また、当初見込みの実績も上がらなかったことから、執行残として残ったものでございます。

続きまして、163ページ、5款1項1目労働諸費でございますけれども、保険年金課分は、165ページのほうを開けていただきたいと思っております。

備考欄の中段をごらんいただきたいと存じますが、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費におきまして、保険年金課分にありますとおり、直接雇用によります2名の臨時職員を雇用いたしましたところでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただきまして、39ページをお開きいただきたいと存じます。

15款1項2目衛生費負担金、1節国民健康保険医療助成費負担金は、収入済額5,557万1,845円で、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分の歳入であり、負担率2分の1でございます。

また、国民健康保険事業運営安定化基準超過費用額共同負担金として繰り出す経費のうち、国庫負担分としての歳入でございます。負担率は国・県・市、それぞれ3分の1となっております。

続きまして、47ページをお開きいただきたいと存じます。

同款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金では、備考欄の保険年金課にありますとおり、国民年金事務費交付金は、国において標準的な経費を基準額として定め、それに地域補正係数等を乗じて算出されているものでございます。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと存じます。

16款1項2目衛生費負担金、2節国民健康保険医療助成費負担金は、収入済額3億1,486万3,778円で、そのうち国民健康保険基盤安定負担金繰入金に関しましては、保険料軽減分及び保険者支援分に係ります県負担金であり、負担率は保険料軽減分4分の3、保険

者支援分4分の1となっております。

また、国民健康保険事業運営安定化基準超過費用額共同負担金に係ります県負担金の歳入でございまして、負担率は3分の1となっております。

次に、3節後期高齢者医療助成費負担金は、収入済額2億7,752万7,338円で、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金に係ります県負担金で、負担率4分の3となっております。

続きまして、21款5項4目雑入になりますが、保険年金課分は、81ページをお開きいただきたいと存じます。

保険年金課分は、備考欄の中段をごらんいただきたいと存じます。

保険年金課分につきましては、後期高齢者医療市町村給付負担金返還金、老人保健医療事業に係ります返納金等、また、後期高齢者医療制度事業補助金等ございまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの補助金等となっております。

続きまして、財産に関する調書につきましては、国民健康保険高額療養資金貸付基金等がございすけれども、次の国保特別会計決算と関連がございすので、特別会計のところで説明をさせていただきたいと存じます。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（永山伸一）82ページの雑入の関係。今、説明がありましたように、県の後期高齢者医療制度事業の補助金が1,490万円。これは当初で予定しなかったから、雑入に入れたというふうに理解していいんですかね。県補助金でなくして雑入に入れた経緯を、済みません、教えてください。

○保険年金課長（中村 真）グループ長に答弁させます。

○高齢者医療グループ長（山元 茂）ただいまの御質問ですけれども、一応、名目上は制度補助金、特別対策補助金というふうな形になっているんですけれども、御存じのとおり後期高齢者医療制度は広域行政で行うものですので、通常、県、国で補助金が下りてくる場合には、15款、16款という形で受け入れをするんですけれども、

広域連合から来る補助金ですので、受け入れ先を雑入とするしか受けられないということで、ただし、名目上は補助金という形で受けておりますので、名称上、こういう掲示をしている次第でございます。

以上です。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

ここで、議案第119号一般会計歳入歳出決算に係る審査を一時中止します。

△議案第129号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦）次に、議案第129号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（中村 真）平成24年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

決算書は354ページからになります。

なお、歳入の冒頭で、保険税等税務課関係分を説明させていただきたいと存じます。

また、特別会計につきましては、費目が多いことから、基本的に、款単位により簡潔に説明させていただきたいと存じますので、御了承いただきたいと存じます。

まず、歳出について御説明申し上げますので、368ページをお開きください。

1款総務管理費は、支出済額688万7,694円で、納税通知書作成業務委託及び被保険者数などによります国保連合会負担金が主なものでございます。

次の2款保険給付費は、支出済額81億8,858万7,068円で、370ページにかけまして、療養給付費、高額療養費、葬祭費、移送費、出産育児一時金を支出しております。

内容及び件数等については、備考欄を御参照いただきたいと存じます。

なお、保険給付費に係ります、それぞれの不用

額につきましては、給付費等の伸びを最大で見積もらざるを得ないことによります執行残でございます。

次に、370ページをお開きいただきたいと思いますが、3款後期高齢者支援金拠出金から、372ページの6款介護納付金については、それぞれ後期高齢が75歳以上、前期高齢が65歳以上75歳未満、既に制度廃止されてはおりますけれども、老人医療に係ります75歳以上に関するもの、介護が40歳以上65歳未満の被保険者数が各保険者において異なる、その格差を調整するもので、本市国保保険者としての拠出金等であり、社会保険診療報酬支払基金へ支払うものでございます。

続きまして、372ページになりますけれども、7款共同事業拠出金につきましては、支出済額15億9,523万641円で、高額医療について国及び県内で再調整するもので、その拠出金になります。

なお、レセプト1件80万円以上を対象とします高額医療費共同事業と、30万円以上80万円未満を対象とします保険財政共同安定化事業がございます。

続きまして、8款保健事業費は、支出済額1億6,470万5,399円で、1項特定健診保健指導事業費では、本土支所保健師業務嘱託員等5人の報酬や特定健診・保健指導事業の経費を、同ページから374ページに係ります2項保健事業費では、国保運営協議会の開催や人間ドック補助金、レセプト点検嘱託員等2人の報酬、及びジェネリック医薬品差額通知事業などを執行したほか、3項早期介入保健指導事業費では、特定健診の要指導ではない予備群の者に対しまして、早くから生活習慣の改善指導を行う各種教室を実施しており、医師、看護師、栄養士等の謝金が主なものでございます。

続きまして、不用額について御説明いたします。

前に返っていただきまして、372ページの8款1項1目特定保健指導事業費の13節委託料については、特定健診の受診者数が年度末まで確定できないことによります執行残でございます。

続きまして、374ページの2項1目疾病予防費のうち13節委託料につきましては、診療報酬明細書の件数が、年度末までに確定できないこと

によります執行残でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金につきましては、人間ドック補助金等の件数が、年度末までに確定できないことによります執行残でございます。

続きまして、9款基金積立金は、国民健康保険基金より生じた利息分を積み立てたものでございます。

続きまして、376ページをお開きいただきたいと思っております。

11款諸支出金は、支出済額2億4,508万6,752円で、1項償還金及び還付加算金では、一般被保険者、退職被保険者への保険税還付金や、3目償還金で、平成23年度国保療養給付費等負担金返納金など精算等に係る国庫・県支出金の返納を、2項繰出金では、直営診療所施設勘定への繰出しや収納率向上対策事業として、一般会計へ繰り出しをしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

初めに、税務課より国民健康保険税の決算状況を説明し、その後、保険年金課関係について御説明いたします。

**○税務課長（山口秀昭）** それでは、税務課、収納課に関する部分を御説明いたします。

決算書の358ページをお開きください。

税務課、収納課は、歳入の1款国民健康保険税、2款使用料及び手数料、11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の関係分について御説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入済額17億1,558万1,764円であります。2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入済額1億4,038万3,769円であります。

結果として、一番上の行になります。一般、退職を合計した国保全体では、収入済額18億5,596万5,533円、収納率は、現年課税分が91.07%、滞納繰越分が10.54%で、全体では67.74%となっております。

不納欠損額につきましては、一般分と退職分を合計した3,690万9,572円で、件数は2,406件であります。不納欠損処分の主な理由は、時効が1,371件、資産なしが980件、ほかに所在不明であります。

次に、収入未済額であります。現年度分が1,908人の1億7,379万3,370円、滞納繰越分が2,602人の6億7,319万2,000円となっております。収入未済額の処理状況は、差し押さえ中のもの340件、交付要求中のもの33件、催促中のもの4,137件であります。

次に、2款使用料及び手数料でございます。360ページをお開きください。

1項手数料、2目1節督促手数料は、収入済額163万2,100円となっております。不納欠損は21万5,300円、これは本税の不納欠損に伴うものであります。収入未済額は361万9,350円であります。

364ページをお開きください。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の合計で、収入済額は353万5,604円であります。

最後に、国民健康保険の加入状況であります。世帯数で1万4,640世帯、被保険者数は2万3,350人です。加入割合にしまして、全世帯数の31.77%であります。

以上で、国民健康保険税に関する説明を終わります。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

**○保険年金課長（中村 真）**引き続きまして、保険年金課に係ります御説明を申し上げます。

前に返っていただきまして、360ページをお開きいただきたいと存じます。3款国庫支出金からになります。

まず、1項国庫負担金は、収入済額30億1,667万4,048円で、療養給付費、高額医療費、特定健診に係ります国の負担分でございます。

次に、2項国庫補助金は、収入済額10億5,190万4,905円で、国の制度補助金で財政調整交付金、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額8億1,093万461円で、支払基金からの退職者医療分に係ります療養給付費等について交付されるものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金は、収入済額31億9,012万3,168円で、国保に加入

する前期高齢者の加入者割合に応じ、支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、362ページをお開きいただきたいと存じます。

6款県支出金は、収入済額6億2,226万5,159円で、高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金、特定健康診査等負担金など各事業の県負担分でございます。

次に、7款共同事業交付金につきましては、収入済額15億4,487万8,612円で、高額の医療費に対し、県単位で国保連合会により調整、交付されるものでございます。

続きまして、8款財産収入については、国民健康保険高額療養資金貸付基金の利子収入でございます。

次に、9款一般会計繰入金は、収入済額9億4,628万3,152円で、保険基盤安定繰入金等の法定内繰入金のほか、364ページをお開きいただきたいと存じますが、その他繰入金にありますように、財政支援のための繰り入れを2億5,000万円行っております。

次に、同ページの11款3項雑入につきましては、収入済額2,326万4,640円で、2目、3目の第三者納付金は、交通事故等に係る受け入れ分でございます。

366ページをお開きいただきたいと存じますが、4目、5目の返納金につきましては、患者の負担割合変更によります一部負担金の返納金でございます。

4目の一般被保険者返納金の収入未済額31万9,826円につきましては、面談や電話で催告を行い、納付の相談をしておりますが、7件分が未済となっております。

また、6目雑入につきましては、健康づくり栄養教室の参加者負担金、療養費等一部負担金などを受け入れております。

続きまして、378ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支について、歳入総額123億2,830万1,000円、歳出総額119億3,721万円で、歳入歳出差引額3億9,109万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は同額となっております。

次に、財産に関する調書について、御説明申し上げます。

431ページをお開きいただきたいと存じます。保険年金課関係では、4基金の特定基金で、一番下から2段目の国民健康保険基金と、432ページの運用基金で、国民健康保険高額療養資金貸付基金がございます。

次に、基金の運用状況について、御説明いたしますので、439ページをお開きいただきたいと存じます。

国民健康保険高額療養資金貸付基金につきましては、平成24年度末基金現在高は2,595万円となっております。

当基金は高額療養費の支給見込額1万円以上の支払いが困難な国保世帯に対しまして、支給見込み内で無利子の貸し付けを行うもので、その貸し付け及び償還状況は、表のとおり、ともに337件、貸付金額4,161万3,567円となっております。

以上で、平成24年度国民健康保険事業特別会計に関します説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。御質疑願います。

○委員（永山伸一）委員会としても国保特会については、収入未済がやっぱり多額になってますので、収納率向上にこれからも努めていただきたいということを要望しておきます、1点。

もう1件、特定健診のことですけど、これいいことだと思うんですよ。受診率が年々伸びてきているという事実があるわけですね。受診率が伸びた経過というか、経緯というか、そういうのをどのように捉えていらっしゃるのか。今後それを、順調に伸びてきていると思うんですけども、数字でも表れてますんで、昨年、一昨年度から、平成23年度、そして平成24年度と受診率が向上してきてますんで、どういった取り組みが、そういう成果につながってきているのか。併せて今後、どういった予定でいらっしゃるのか、お聞かせください。

○保険年金課長（中村 真）まず、私のほうら説明させていただきますが、細かい分について、不足の部分については、グループ長のほうから後

ほど答弁させたいと思います。

今、御質問にありましたように、特定健診の健診率が向上してきております。平成24年度で52.6%ということで、50%までできております。

これについては、国保の担当グループのほうで、積極的な取り組みをしてきております。その中でも昨年度からコールセンターの設置をいたしまして、未受診者に対する呼びかけというのをやっております。そういったところが、大きなところかというふうに考えております。

今後、更に最終的な目標というのを高めていこうということでやっておりますけども、そういった事業を今後も継続しながら、積極的な取り組みをしていきたいというふうに考えております。

足りない分は、グループ長のほうに答弁させます。

○委員（永山伸一）特定健診を受けてない私が言える立場にないんだけど、やはりこういった受診率の向上という部分が、非常にありがたいなと思ってますんで、更なる受診率の向上を目指して御尽力をお願いしたいと思います。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）質疑はつきたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決いたします。

本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第132号 決算の認定について  
(平成24年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（江口是彦）次に、議案第132号決算の認定について、平成24年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を議題とし

ます。

当局の補足説明を求めます。

**○保険年金課長（中村 真）** 平成24年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の421ページをお開きいただきたいと存じます。

1款2項徴収費は、支出済額15万4,838円で、保険料徴収事務に係ります経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額10億7,638万6,000円で、広域連合への保険料等の納付金であり、徴収した保険料と低所得世帯に係ります保険料軽減分である保険基盤安定分を支出しております。

次に、4款1項1目保険料還付金は、支出済額53万7,000円で、過年度保険料について所得更正等による保険料の減額分を、被保険者へ還付するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、前に返っていただき、417ページをお開きいただきたいと存じます。

1款1項後期高齢者医療保険料は、収入済額7億940万2,000円で、被保険者の保険料であり、市で受け入れを行い、広域連合へ納付することとなっております。

また、滞納繰越分では21万2,600円を不納欠損処分いたしました。時効成立理由は、本人死亡によるものや、納入困難者が主なものでございます。

また、収入未済については、生活困窮や制度への不満等によるものが主なものでございます。

今後も臨戸訪問や電話、確約書等による時効中断に取り組むとともに、口座振替の推進や年金支給月を中心に徴収計画を立てるなど、収納率向上を図っていくこととしております。

2款使用料及び手数料については、収入済額19万1,900円で、保険料に係ります督促手数料等でございます。保険料と同様、1,500円を不納欠損処分としております。

次に、4款1項一般会計繰入金は、収入済額3億7,003万6,451円で、低所得者に係る保険料軽減分を、公費で補てんする保険基

盤安定繰入金であります。

次に、419ページにかけて、6款諸収入でございますが、収入済額53万8,712円で、納入済みの保険料について、所得更正等により還付が生じた場合など、広域連合から返還される保険料の還付金等でございます。

続きまして、423ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億8,312万6,000円に対しまして、歳出総額10億7,707万8,000円で、歳入歳出差引額は604万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は、同額となっております。

以上で、平成24年度後期高齢者医療事業特別会計に關します説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

**○委員長（江口是彦）** ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 討論はないものと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（江口是彦）** 御異議はないと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

では、当局の皆様、きょうはお疲れさまでした。ここで協議会に切り替えます。

~~~~~  
午後1時58分休憩  
~~~~~  
午後2時01分開議  
~~~~~

**○委員長（江口是彦）** ここで本会議に戻します。

---

△延 会

○委員長（江口是彦）本日の委員会は、以上をもって延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議ないと認めます。

よって、本日の委員会は、以上をもって延会いたします。

次の委員会は、あす2日、午前10時に開きます。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江口 是彦